

亀山市告示第160号

亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業に必要な森林の現状調査その他の地域における活動（以下「地域活動」という。）に対し、<u>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）</u>に基づき補助金を交付することにより、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付対象者は、<u>実施要領別表2の1の2の1</u>に定める者とする</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業に必要な森林の現状調査その他の地域における活動（以下「地域活動」という。）に対し、<u>森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）</u>に基づき補助金を交付することにより、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付対象者は、<u>実施要領第4の2の(1)、第5の2の(1)</u></p>

る。	及び第6の2の(1)に定める者とする。
----	---------------------

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	額
実施要領別表2のIの2の1に規定する森林経営計画作成促進	実施要領別表2のIの2の1(2)③のア(ア) bの積算基礎森林の面積に実施要領別表2のIの2の1(2)③のア(イ)に定める交付単価を乗じて得た額
実施要領別表2のIの2の1に規定する森林境界の明確化	実施要領別表2のIの2の1(2)③のイ(ア) bの積算基礎森林の面積に実施要領別表2のIの2の1(2)③のイ(イ)に定める交付単価を乗じて得た額
実施要領別表2のIの2の1に規定する森林所有者の探索	実施要領別表2のIの2の1(2)③のウ(ア) bの積算基礎森林の面積に実施要領別表2のIの2の1(2)③のウ(イ)に定める交付単価を乗じて得た額
実施要領別表2のIの2の1に規定する森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	実施要領別表2のIの2の1(2)③のエ(ア) bの積算基礎森林の面積に実施要領別表2のIの2の1(2)③のエ(イ)に定める交付単価を乗じて得た額

備考 「積算基礎森林の面積」は、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、この告示による改正後の亀山市森林経営計画作成推進事業費補助金交付要綱の相当する補助対象活動により補助金の交付の決定を受けた者とみなす。